## 電子証明書運用に関する規則

平成 28 年 3 月 16 日制定 平成 28 年 12 月 19 日改定 ネットワーク専門委員会決定

# (目的)

第1条 この内規は、情報基盤センターが全学を対象に発行、登録または配布する電子証明書(以下、「電子証明書」と呼ぶ)の運用に係る事項について定める。

#### (CP/CPS)

第2条 電子証明書の運用にあたっては、情報基盤センターは証明書ポリシー・証明書運用文書(以下、「CP/CPS」と呼ぶ)を定めて運用しなければならない。

- 二. CP/CPS は、全学に公開しなければならない。
- 三. CP/CPS は、発行局の CP/CPS と矛盾してはならない。

# (CP/CPS の統制)

第3条 情報基盤センターの定める CP/CPS は、ネットワーク専門委員会に報告しなければならない。

# (利用負担金)

第4条 電子証明書の利用者に対する利用負担金に関する事項の制定・変更・廃止についてはネットワーク専門委員会の承認を得なければならない。

二. センター長が特に必要と認めたときは、利用負担金の一部又は全額を免除することができる。

# (事務)

第5条 電子証明書運用に関する事務については、情報システム部情報基盤課ネットワークチームにおいて行う。

## (補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、電子証明書の運用に関する必要事項はネットワーク専門委員会が定める。

以上